明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕

○会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三二五）　二

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（三二六）　三

○会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令（三二七）　三

○道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三二八）　三

○道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三二九）　三

○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行期日を定める政令（三三〇）　三

〔府令・省令〕

○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通五）　三

〔省　令〕

○道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通九〇）　三

○特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令（同九一）　三

〔告　示〕

○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（国家公安委五〇）　三

○海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針を公表する件（農林水産・国土交通一）　三

〔公　告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定、公示送達関係　四

裁判所

破産、免責、再生関係　四

特殊法人等

国立研究開発法人物質・材料研究機構第十九期事業年度財務諸表、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和元事業年度財務諸表、税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係　三

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　三

会社その他

会社決算公告　六

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三二五号）（法務省）

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七〇号）の施行期日は、令和三年三月一日とすることとした。

**◇会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三二六号）（法務省）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七一号）附則第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年二月一五日とすることとした。

**◇会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令**（政令第三二七号）（法務省）

1　会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七〇号。以下「改正法」という。）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七一号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、会社法施行令その他の法務省関係政令の規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、改正法の施行の日（令和三年三月一日）から施行することとした。ただし、一部の規定は、整備法附則第二号に掲げる規定の施行の日（同年二月一五日）から施行することとした。

**◇道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三二八号）（国土交通省）

道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三一号）の施行期日は、令和二年一一月二五日とすることとした。